

公共調達最適化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
千葉港湾業務艇運航 一式	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R2.4.1	栗原建工株式会社 千葉県千葉市中央区末広1丁目17番1号	5040001001947	一般競争入札	運航1日あたり 82,490	運航1日あたり 81,950	99.3%	単価契約 予定調達総額 20,593,086円
千葉港湾事務所車両管理業務 一式	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R2.4.1	株式会社ナイスセフティーロード 茨城県つくば市金田字前田2017番地2	9050001035247	一般競争入札	基本月額 685,324	基本月額 392,700	57.3%	単価契約 予定調達総額 4,712,400円
東京湾水質分析 一式	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R2.4.1	三洋テクノマリン(株) 東京都中央区日本橋堀留町1-3-17	2010001044539	一般競争入札	4,887,285	1,826,000	37.4%	
べいくりん収集廃棄物運搬処理 一式	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R2.4.1	丸忠建工株式会社 神奈川県横浜市鶴見区駒岡2丁目13番7号	6020001031284	一般競争入札	4,240,284	2,285,800	53.9%	単価契約
べいくりん自動水質測定装置保守点検 一式	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R2.4.1	ワイエスアイ・ナノテック株式会社 神奈川県川崎市川崎区小川町14番地19 浜屋八秀ビル3階	1020001074981	一般競争入札	3,130,194	1,760,000	56.2%	
千葉港湾事務所清掃兼油回収船免税軽油購入 一式	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R2.4.7	横浜菱油株式会社 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目32番1号	5020001019108	一般競争入札	軽油1Lあたり 108	軽油1Lあたり 70	64.8%	単価契約 予定調達総額 3,150,000円
令和2年5月分該当なし									
令和2年6月分該当なし									
千葉港湾事務所清掃兼油回収船免税軽油購入(その2) 一式	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R2.7.1	関東タス株式会社 神奈川県横浜市鶴見区平安町2丁目4番地11	3020001053125	一般競争入札	軽油1Lあたり 81.0	軽油1Lあたり 50	61.7%	単価契約 予定調達総額 2,250,000円
東京湾海洋環境観測機器購入 一式	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R2.8.3	ワイエスアイ・ナノテック株式会社 神奈川県川崎市川崎区小川町14番地19 浜屋八秀ビル3階	1020001074981	一般競争入札	13,290,200	12,650,000	95.2%	
千葉港湾業務艇用船 一式	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R2.8.12	栗原建工株式会社 千葉県千葉市中央区末広1丁目17番1号	5040001001947	一般競争入札	供用1日あたり 116,724	供用1日あたり 113,300	97.1%	単価契約 予定調達総額 1,651,650円

令和 2 年度

千葉港湾随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (富津市新富)

本件は、下記の理由により、日本製鉄株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京湾富津沖において実施する東京湾浅場造成工事において使用する土砂の混合及び仮置きのために必要なヤードの借上を行うものである。

東京湾浅場造成工事は、東海旅客鉄道株式会社が実施する陸上工事から発生する建設発生土を有効活用し、富津沖に存在する窪地を埋戻すものであるが、埋戻し前に受入れた建設発生土を粒度調整し、その品質を確認する必要があることから、土砂の混合場所及び仮置き場所が必要となる。

用地の選定にあたっては、土砂の混合及び仮置きのために十分な広さを有していることのほか、海上運搬のため、作業船が接岸可能な岸壁を有している又は近接していることが望ましい。また、周辺生活環境への影響を鑑み、住宅等が隣接していないことに加え、土砂運搬等に供する工事車両が市街地の交通を阻害しない立地条件が求められる。これらの条件を満たす用地につき、港湾管理者である千葉県と調整を行ったが、公共岸壁では確保できないとの結果になった。

上記の結果を受け、千葉県周辺で利用できる土地を調査したところ、これらの条件を満たす土地は日本製鉄株式会社が所有する当該土地のみであったため、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、日本製鉄株式会社と随意契約したい。